平成２５年（フ）第２１号
宮崎県延岡市船倉町１丁目５番地20
破産者　後藤理一郎
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３５７号
札幌市東区北45条東15丁目１番２―406号
破産者　渡邉　幸弘
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７３号
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　ＡＭＳＴＯＷＥＲ南６条701号
破産者　八重樫昭彦
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９号
富山県南砺市小坂268番地
破産者　常本　一也
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１号
富山県高岡市蓮花寺424番地19、前住所富山県射水市小島164番地２
破産者　仙納喜美子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１９号
名古屋市瑞穂区船原町３丁目７番地　グランディ大曽根401号
破産者　奥井　　誠
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ヶ丘南７号棟607号、開始決定時の住所名古屋市守山区百合が丘1112番地
破産者　金尾　政春
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
上飯田第二市街地住宅１棟526号
破産者　川野　照明
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
京都府福知山市字上紺屋１番地
破産者　田邉　廣躬
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
茨城県水戸市見川５丁目278番地の１　クレールアビテ205号、旧住所茨城県水戸市見川５丁目285番地の１
破産者　市毛　祝子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４３号
茨城県守谷市松ケ丘３丁目18番地１　ラポール・ジョイ松ヶ丘102
破産者　前島　　毅
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
愛知県岡崎市井田町字１丁目163番地　ウッドベル102、開始決定時の住所愛知県豊田市今町１丁目75番地２　ＮＵ水源公園弐番館302号
破産者　漁　　羊一
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
愛知県岡崎市針崎１丁目５番地４　ドヌール針崎Ａ　Ｂ―３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地２　エスポアクレメント光ヶ丘弐番館　501
破産者　伏見　博幸
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
愛知県豊田市寺部町２丁目11番地18、前住所愛知県岡崎市栄町４丁目47番地３
破産者　石川　富弘
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
愛知県西尾市住崎２丁目78番地　ドエル３・１・１棟102号室
破産者　尾崎　邦子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
愛知県岡崎市坂左右町字堤上48番地　アルモニー奏105
破産者　新實　康秀
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係